

治 療 報 告 書

幼保連携型認定こども園
ときわぎこども園長 様

組 園 児 名

保護者氏名

①上記の者は下記病気について _____ 病院（医院）にて治療し、治癒したことにより伝染の危険がなくなったことを報告します。

欠席した日	月	日	～	月	日
登園する日	月	日			

②感染症名 下表の病名に○印をつけてください。
 下表にない場合・・・感染症名 (_____)

主な感染症の登園のめやす

1. インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過してから
2. 水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになってから
3. 流行性耳下腺炎（おたふく）	耳下腺、顎下線又は舌下線の腫れが発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になってから
4. 麻疹（はしか）	熱が下がった後、3日を経過して元気なとき
5. 風疹	発疹が消えてから
6. 咽頭結膜炎（プール熱）	熱が下がり、咽頭痛、結膜炎がなくなった後2日間を経過してから
7. 百日咳	特有の咳がなくなる又は5日間の抗菌性物質製剤による治療が終了してから
8. 流行性角結膜炎（はやり目）	医師に伝染のおそれがないと認められてから
9. ヘルパンギーナ	熱が下がり、食事也十分にできて元気なとき
10. 溶連菌感染症	熱が下がり、有効な抗生物質を1～2日間服用してから
11. 突発性発疹	熱が下がって元気なとき
12. 手足口病	発熱、食欲不振、頭痛、吐き気などがなくなるとき
13. 伝染性紅斑（りんご病）	合併症（関節痛、貧血、脳症など）がなく元気なとき
14. 伝染性膿痂疹（とびひ）	発疹が乾燥し、ガーゼで覆えるようになってから
15. 新型コロナウイルス感染症	【有症状の場合】発症した後5日が経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで 【無症状の場合】陽性が判明した検査の検体採取日を0日として5日が経過するまで
16. RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと

※手足口病は発疹が残っているだけの理由で登園禁止になることはありませんが、解熱剤を使わずとも熱がない、食事がいつも通り食べられる、頭痛や吐き気がない事が目安です。

※伝染性膿痂疹（とびひ）は直接接触することで感染します。登園が許可されてもプール、水遊びは完治するまで控えてください。